

日時：2015年6月27日（土）

担当：柴田朝彦

テーマ判例：平成20年（行ケ）第10153号 審決取消請求事件

テキスト：判例番号4-9-5（63ページ下段から65ページ上段まで）

論点：周知・慣用技術の取り扱い

・事件の概要

原告は酒井化学工業株式会社であり、被告は川上産業株式会社である。

原告の特許権（特許第3891876号、平成14年4月18日出願、平成18年12月15日設定登録）に対して、被告が特許無効審判（特123条）を請求した（無効2007-800074号事件）。審理の結果、特許庁において被告側の主張が認められた。

原告は、特許権の遡及消滅（特125条）を回避するために、審決取消訴訟（178条）を高等裁判所に提起した（平成20年（行ケ）第10153号）。

判決では、原告側の主張が認められ、特許無効の審決が取り消された。

平成21年2月9日口頭弁論終結、平成21年3月25日判決言渡。担当部は、知的財産高等裁判所第3部。裁判官は、飯村敏明、齊木教朗、嶋末和秀の3名。訴訟代理人は原告、被告ともに弁理士のみである。

・争点

原告特許権の進歩性（特29条2項）の有無が争点となった。

具体的には、刊行物1記載の発明について、刊行物2乃至4並びに周知技術を組み合わせることによって、本件特許発明に容易に想到することができたかの論理づけを検討している。

原告の特許権は、設定登録時には3つの請求項からなるものであった。本訴訟においては、その中の第3請求項についてのみ争われている。その他の請求項については、原告側の訴えの取り下げによって、無効審決が確定している。

・特許請求の範囲

ベース側のフィルム1の片面に多数のエアセルラー21・21・・・を形成した状態のキャップフィルム2を熱融着してなるシート部材であって、前記ベース側のフィルム1に、ブロー比が4以上でインフレーション成形された高密度ポリエチレン樹脂フィルムを積層することを特徴とする任意の側縁箇所から横裂き容易なエアセルラー緩衝シート。

・本件発明と刊行物1発明との相違点

1、本件発明は任意の側縁箇所から切断できるのに対し、刊行物1発明は切断用ミシン目を設けた箇所から切断できる。

2、本件発明は、任意の側縁箇所から切断できるようにするために、ベース側のフィルムにブロー比が4以上でインフレーション成形された高密度ポリエチレン樹脂フィルムを積層する。一方、刊行物1発明は、切断用ミシン目を設ける。

・原告の主張

1、刊行物1発明の認定が誤っている。具体的には、「適当」な寸法と「適切」な寸法の違い。

2、相違点（イ）について、想到容易性の判断が誤っている。引裂き容易性は、インフレーション成形されたベースフィルムだけではなく、キャップフィルム2の存在を前提としていること。フ

ィルムの延伸による引裂き容易性から、容易にフィルム全体の引裂き容易性には想到しえないこと。

3、ブロー比が4以上でインフレーション成形された高密度ポリエチレン樹脂フィルムを積層することについて、想到容易性の判断が誤っている。具体的には、フィルムを延伸し「真直ぐな」引裂き性を与えることには技術的困難性があること。

・被告の主張

1、刊行物1発明の一致点と相違点の認定に誤りはない。

2、相違点（イ）について、想到容易性の判断に誤りはない。キャップフィルム2の存在を前提としていることを裏付ける記載がない。フィルムの延伸による引裂き容易性から、容易にフィルム全体の引裂き容易性には想到できること。

3、ブロー比が4以上でインフレーション成形された高密度ポリエチレン樹脂フィルムを用いることには何ら技術的困難性がないこと。

・裁判所の判断

審決が証拠に基づかないで「技術水準」を認定したことに對して、審決の「技術水準の認定」が証拠に基づかないことを咎めて審決を取り消した。

1、判決文25ページ記載の事実認定を参照。（ア）から（エ）までであるが、（ア）から（ウ）に関しては、審決に影響を与えないとして検討していない。

2、（エ）の事実認定は次の通り。本件明細書に「従来エアセルラー緩衝シートにおいて長手方向へ比較的直ぐ引き裂くことができた旨記載されているように、エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていたのである。

3、判決文36ページに本件発明3の理解がまとめてある。任意の個所から真直ぐに横裂きできることが確認されている。判決文38ページには、刊行物1発明と本件発明は解決課題が同じであるが、解決手段が異なっている旨記載されている。

4、特許出願の当時、刊行物2、3記載の知見をエアセルラー緩衝シートにも等しく適用可能であると当業者が認識できる技術水準にあったということとはできない（41ページ）。

・議論したい点

1、特許庁と裁判所の公知技術認定の異同

2、公知技術や技術常識の指標はあるのでしょうか。

参考資料：

- 1) 判例全文（平成20年（行ケ）第10153号）
- 2) 裁判所作成要旨
- 3) 本件特許登録公報（特許3891876）
- 4) 本件特許公開公報（特開2003-311857）
- 5) 無効審判請求（無効2007-800074）
- 6) 特開平10-72063号公報（判決文中の刊行物1）
- 7) 特許第2658186号公報（判決文中の刊行物2）
- 8) 特公昭61-51993号公報（判決文中の刊行物3）
- 9) 特開昭59-78817号公報（判決文中の刊行物4）
- 10) 特開平10-264246号公報（判決文中の刊行物5）

<うまくまとめているもの>

参考URL：<http://www.ondatechno.com/Japanese/report/2010/20101201.html>

刊行物1発明について

・本件審決は、従来エアセルラー緩衝シートにおいて長手方向へ比較的真っ直ぐ引き裂くことができた旨について、本件明細書の段落【0003】に記載があることのほかには、本件審決の事実認定(エ)の根拠を何ら示していない。(判決文29頁)

・刊行物1発明の技術的意義は、カッターナイフなどを使用することなしに、ミシン目の存在部分でシートを切断することにある。(判決文38頁)

そうすると、刊行物1発明は、従来のエアセルラー緩衝シート(プラスチック気泡シート)は、カッターを使用しなければ切り裂くことができず、不便であったという課題を解決しようとするものであるという限りで、本件発明3と共通するところがある。

・しかし、刊行物1発明は、気泡シートを横断する切断用ミシン目を設けた構成を採用したものであり、刊行物1の記載を精査しても、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があること」に着目して、手裂き動作だけで簡単に真っ直ぐに任意の側縁箇所から横裂きできるようにするという発想についての示唆等があるとは認められない。

・また、前記イ(ウ)のとおり、刊行物1に、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があること」を前提とした発明の構成を記載したと推測できるような箇所もない。(判決文38頁)

(裁判長は、平らなフィルムの裂け方と、凸凹が形成されたフィルムの裂け方は違うと判断して、平らなフィルムと同様の構成で凸凹フィルムを横裂きできるとは言えないと考えているようである。)

刊行物2ないし刊行物4について

a 刊行物2記載の知見及び刊行物3発明について(判決文41頁。)

・本件特許の出願当時において、合成樹脂フィルムに関する上記知見(フィルム自体に引裂方向性を持たせることができる)をエアセルラー緩衝シートに適用可能であると当業者が認識することができる技術水準にあったとすれば、刊行物2及び3の上記各記載は、当業者が、刊行物1発明の切断用ミシン目に代えて、気泡シートを構成するフィルムの縦・横方向の延伸倍率等を規定することによって、当該フィルム自体に引裂方向性を持たせるという発想に至る契機となり得るものである。

・(なお、刊行物3それ自体には、刊行物1発明に対して、刊行物3発明の構成を適用することの契機となる記載は見当たらない。)

・しかし、前記イ(ウ)において検討したとおり、本件特許の出願当時、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていた」ということはできないから、合成樹脂フィルムに関する刊行物2及び3の上記知見等をエアセルラー緩衝シートにも適用可能であると当業者が認識することができる技術水準にあったということとはできない。

b 刊行物4発明について（判決文43～44頁）

- ・刊行物4発明に係るヒートシーラブル易引裂性フィルム（延伸フィルム）は、（・・・省略・・・）フィルムを縦方向又は横方向のいずれか一方に対して延伸したものであって、ハンドカット性及び切断の方向性とも良好であるとされていることが認められるが、縦方向及び横方向に二軸延伸したものではない。
- ・刊行物4それ自体には、刊行物1発明に対して、刊行物4発明の構成を適用することの契機となる記載は見当たらない。
- ・イ(ウ)において検討したとおり、本件特許の出願当時、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていた」ということはできない。
- ・成層（積層）する対象として具体的に開示されているのも、アルミニウム箔である。アルミニウム箔の性質は、エアセルラー緩衝シートにおける「多数のエアセルラー21・21…を形成した状態のキャップフィルム2」とは同様のものと認められないため、ヒートシーラブル易引裂性フィルムに関する刊行物4の知見をエアセルラー緩衝シートにも適用可能であると当業者が認識することができる技術水準にあったということとはできない。
- ・なお、インフレーション成形によりブロー比を調整することは、二軸延伸において縦方向と横方向の延伸倍率を調整することと同様の技術的意義があると考えられる。刊行物1発明に対して刊行物4発明の構成を適用することを想定したとしても、当業者が、本件発明3におけるインフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成に想到することは、困難であったというべきである。